

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	乳幼児文化体験プログラム事業の委託について
----	-----------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

第14条第1項（業務委託）

（担当部課：地域文化部文化観光国際課文化観光国際係）

事業の概要

事業名	乳幼児文化体験事業
担当課	文化観光国際課
目的	文化体験を通じて、子どもの生きる力と豊かな感性を育む
対象者	乳幼児と保護者等
事業内容	<p>下記の1～4までの事業を実施する（4については個人情報扱わない。）</p> <p>1 わらべうた体験事業</p> <p>児童館において、わらべうたを中心に親子のふれあい遊びを体験する。</p> <p>乳幼児と保護者を対象に、1回につき12組募集し、計20回実施予定。</p> <p>2 乳幼児文化体験事業「うたとおはなしの時間」</p> <p>地域センター等で、親コミュニケーションワークショップや乳幼児向け舞台公演を2コース実施する（1コースにつき6回開催）。</p> <p>乳幼児と保護者を対象に、1コースにつき24組募集し、2コース実施予定。</p> <p>3 地域の指導者育成</p> <p>わらべうた等の親子の活動を企画・運営する人材を育成する講座を行う。</p> <p>わらべうた等に関心があり、地域で活動がしたいと考えている人を対象に、1コース実施予定（1コースにつき5回開催）。</p> <p>4 教材作成</p> <p>上記事業で使用する、お手玉等の教材を作成する。作成は、事業にふさわしい品質のものを、区の地場産業である、染色の業者と連携して行う。</p>

件名 乳幼児文化体験プログラム事業の委託について

保有課(担当課)	文化観光国際課
登録業務の名称	乳幼児文化体験プログラム
委託先	特定非営利活動法人 あそびと文化のNPO 新宿子ども劇場
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	委託先に収集させる項目 参加者の郵便番号、住所、氏名(本人・保護者)、電話番号、年齢、メールアドレス(ある人のみ)
処理させる情報項目の記録媒体	パソコンのハードディスクドライブ、紙
委託理由	本事業は協働事業提案制度により(特)新宿子ども劇場を委託先として採択した事業である。委託先は平成12年から幼児講座を実施しており、乳幼児に係る事業の実績が豊富であり、また、協働事業の原則の一つである役割分担として、下記内容の委託が事業の実施条件である。実施に当たり個人情報を委託先と共有することは欠かせないものである。
委託の内容	次の事業についての、企画、参加者募集、実施について委託を行う。 1 わらべうた体験事業 2 乳幼児文化体験事業 3 地域の指導者養成事業 4 教材作成事業
委託の開始時期及び期限	平成22年4月1日 から 平成23年3月31日まで *次年度以降も協働事業として継続が決定した場合は、以降継続とする。
委託にあたり区が行う情報保護対策	契約に当たり、別紙「特記事項」を付す。
受託事業者に行わせる情報保護対策	1 取扱責任者及び取り扱う者をあらかじめ指定する 2 提供された情報は施錠できるキャビネット等に保管する。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務(以下「業務」という。)を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(適正な管理)

- 4 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 5 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(再委託の禁止)

- 6 乙は、業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、個人情報を除いた情報に係る業務については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(資料等の返還等)

- 7 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

(業務に関する報告)

- 8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

(監査)

- 9 乙は、業務に関し、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

- 10 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

(事故発生時等における報告)

- 11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

- 12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

- 13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。